サテライト設置に係る誓約書

（指定通所介護サービス）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　高知県知事　　殿

**申請者**住　所

|  |
| --- |
|  |

氏　名（法人にあっては名称及び代表者職氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |
| --- |
|  |

　申請者が下記全ての誓約事項の内容を理解した上で満たしており、また、下記全ての誓約事項を確認するための調査に積極的に協力するとともに、誓約事項を満たしていないことが確認できた場合は、直ちにサテライト事業所を休止または廃止することを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| **１　人員基準に係る事項**  ① 本体事業所及びサテライト事業所それぞれに介護職員が必要数配置されている。  ② 看護職員が本体事業所とサテライト事業所の兼務をする場合、看護職員としての責務を十分に果たすことができる体制である。  ③ 管理者、生活相談員、機能訓練指導員がその責務を十分果たせるよう適切に人員を配置している。  **２　設備基準に係る事項**  ① 本体事業所については、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えている。  ② サテライト事業所については、利用者に対するサービス提供に支障がないよう、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室が、可能な限り設置されている。  **３　出張所（サテライト）と主たる事業所との一体的運営に係る事項**  ① 利用申込みにかかる調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等を一体的に行える体制がある。  ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理できる体制にある。必要な場合に随時、本体事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該サテライトの従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にある。  ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にある。  ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程を定めている。  ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理を一元的に行える体制にある。  **４　出張所（サテライト）を運営するにあたり管理者等が配慮すべき事項**  ① 管理者は、定期的にサテライト事業所を訪問し、サテライト事業所の運営管理をすること。  ② 管理者は、サテライト事業所に配置される介護員等と「通所介護計画」の内容について情報を共有し、必要があれば見直しをするなど適切な対応をすること。  ③ 管理者は、サテライト事業所に配置される介護員等から、毎日のサービス提供状況を報告させ把握するとともに、適切な指導をすること。  **５　法令遵守に係る事項**  ①事業の運営にあたって、介護保険法その他の関係法令等を遵守している。 |